

戦時下の大学院特別研究生制度について —昭和18年～昭和20年の文部省銓衡委員会における協議を中心に—

吉葉 恭行

1. はじめに

筆者はこれまで、東北大学史料館の所蔵資料をもとに、戦時下に実施された大学院特別研究生制度について明らかにしてきた⁽¹⁾。しかし一大学アーカイブズが所蔵する資料のみでは、明らかにできることには限りがあり、いくつかの課題が残されていた。その中の一つは、対象となった各大学の定員や学部別の構成、そして実際に採用が決定された全体数を明らかにすることである。いま一つは、1943（昭和18）年1月の大学院特別研究生制度実施の閣議決定から同年10月に実施されるまでの間の制度確立の経緯を明らかにすることである。そして三つ目は特別研究生の採用を最終決定する組織である文部省の「大学院特別研究生銓衡委員会」における協議の有り様を明らかにすることであった。

これらの事項を明らかにするために筆者は、旧帝国大学のアーカイブズや大学事務局が所蔵する行政文書や個人文書の調査を実施してきた。調査はまだ完了したとはいえないが、上述の課題をある程度解決し得る有用な資料を入手することができた。そこで本稿では、それらの資料を読み解きながら、上述の三点について明らかにして行きたい。

なお、本文中、引用する資料の原文は縦書きであるが、引用の際には横書きにし、適宜、改行等を施している。また旧漢字は新漢字に改め新漢字にないものはそのまま表記し、仮名づかいは原文のままとした。欠損や判読不明な箇所は□□で示した。〔 〕は筆者による注記である。

2 「新大学院制度」確立の経緯

2.1 「新大学院制度」の閣議決定と早稲田大学・慶應義塾大学の運動

表2-1は、大学院特別研究生制度が、1943（昭和18）年1月15日に「新大学院制度」として閣議決定されてから、制度として確立されるまでの経緯をまとめたものである。

表2-1 大学院特別研究生制度の閣議決定から「大学院問題ニ関スル協議会」開催まで（1943年1月～6月）

年月日	項目	関係法令・文書
1943年1月15日	「新大学院制度」が閣議決定	
1943年4月6日	帝国大学総長会議開催通知（議題のみ）「大学院ニ関スル問題」が議題に挙げられる	
1943年4月9日	帝国大学総長会議開催日通知（4月21日、22日開催）	
1943年4月21日	帝国大学総長会議で「大学院ニ関スル問題」などを協議（22日迄）	
1943年5月17日	「大学院制度ニ関スル協議会開催ノ件」通知、6月2日開催が通知される	発専104号
1943年6月2日	文部省にて「大学院問題ニ関スル協議会」開催、制度について協議	

「新大学院制度」の閣議決定は、翌日の『朝日新聞』に取りあげられ、そこには、「学制改革の七勅令案決定〔中略〕大学院の改革はおほよそ左の如きものとなる予定である。〔中略〕

二、大学院は、帝国大学および所要の官立大学に設置する」といった内容が報じられている⁽²⁾。この閣議決定前に「新大学院制度」が帝国大学と官立大学だけに適用されるという方針が、橋田文部大臣から田中穂積早稲田大学総長と小泉信三慶應義塾大学塾長に伝えられ、両大学が私学にも適用される様に運動を展開することとなる。その経緯については、西村正守氏が詳述しているので、ここではそれに沿って概観しておきたい⁽³⁾。

橋田文部大臣から閣議決定される「新大学院制度」の方針を知らされた田中総長と小泉塾長は、対策を協議し、田中総長が「関係当局の者の間に意見書を廻し」、小泉塾長が「新聞に反対意見を載せる」という役割をそれぞれ分担することになる⁽⁴⁾。

小泉塾長は、早速「大学院問題所見」を著し、制度を官立大学に偏って適用することは大学令に準じていないと批判している⁽⁵⁾。小泉塾長はさらに、朝日新聞紙上で、「大学院問題／自由すぎる現状／ある程度の規定の必要性」(2月2日)、「大学院問題／大学令の精神と官私の差別」(2月3日)、「再び大学院問題／適切な最終案を待つ」(2月5日)と論陣をはった⁽⁶⁾。

一方、田中総長の分担である意見書の関係当局への送付については、1月31日付『朝日新聞』に報じられている⁽⁷⁾。また二人は早慶両大学出身者の議員を集め、新大学院制度の私学への適用実現に向けた協力を依頼した。

これらの運動のクライマックスが、2月8日の第81回帝国議会衆議院予算委員会における安藤正純衆議院議員と東條英機内閣総理大臣との質疑応答である。早稲田大学出身の安藤議員は東條首相に詰め寄り、私立大学にも新制大学院を設置する旨の答弁を引き出すことに成功している⁽⁸⁾。以上の様な経緯により、閣議決定時の7帝国大学と3官立大学に加え、早稲田、慶應義塾の2私立大学が制度の対象となったのである。

2.2 帝国大学総長会議における「新大学院制度」の詳細協議

1943（昭和18）年4月6日、4月下旬に帝国大学総長会議を開催し、下記5項目について協議する旨が文部省専門教育局長名で通牒された⁽⁹⁾。

- 一、大学ノ刷新振興ニ関スル問題
- 二、大学院ニ関スル問題
- 三、大学附置研究所ノ運営ニ関スル問題
- 四、高等学校ト大学トノ連絡ニ関スル問題
- 五、其ノ他

4月9日には、総長会議が4月21日、22日の両日開催となったことが、文部次官名で通牒されている⁽¹⁰⁾。これを受けて各帝国大学は評議会等を開催し、帝国大学総長会議に向けて意見の集約を行った（表2-2を参照）。

予定通り4月21日、22日の両日にわたり帝国大学総長会議が開催された。この会議には、7帝国大学の総長に加えて台湾・京城帝国大学両総長の出席が見られた。また文部省からは次官・局長に加えて、4月20日から23日までのわずか4日間であるが文相を兼務していた東條英機首相が出席している。以下、当時東京帝国大学総長であった内田祥三による議事メモにも

とづいて、協議内容をみて行くこととする⁽¹¹⁾。

会議初日の 4 月 21 日は、「御陪食」をはさんで午前・午後ともに協議事項一の「大学ノ刷新振興ニ関スル問題」が協議され、協議事項二から五は翌 22 日に協議された。

表 2-2 各帝国大学の総長会議に向けての評議会開催状況

日付	評議会・部局長会議など	報告・協議事項
1943 年 4 月 13 日	北海道帝国大学評議会で「帝大總長会議ニ於ケル本学ノ要望」を協議	「大学の刷新振興に関する件」「大学機構の刷新に関する件」「大学院に関する件」
1943 年 4 月 15 日	京都帝国大学評議会で「總長會議題ニ關スル件」を協議	「總長ヨリ近ク開催セラルゝ總長會議ノ議題ニ就キ評議員ノ意見ヲ徵セリ」
1943 年 4 月 16 日	東北帝国大学評議会で「總長會議の件」を協議	「大学の刷新振興」・「大学院に関する問題」・「付置研究所の運営」・「高等学校と大学との連絡」を協議
1943 年 4 月 16 日	東北帝国大学評議会で「大学院制度調査会ノ件」を報告	学内設置の「大学院制度調査委員会ニ於テ審議セラレタル事項ニ付別紙委員会記事ノ内容ニ基キ説明アリ〔中略〕總長會議ニ於テ本学ノ意見トシテ開陳スル旨報告アリタリ」
1943 年 4 月 17 日	名古屋帝国大学評議会で「大学院制度改善要項」を検討	「大学院制度改善要項」が示され、大学院制度の改革を検討
1943 年 4 月 19 日	大阪帝国大学評議会で「總長會議題ニ關スル件」を協議	「大学ノ刷新振興ニ關スル件、「大学院ニ關スル件、大学附属研究所ノ運営ニ關スル件、高等学校ト大学トノ連絡ニ關スル件」

注 1) 北海道帝国大学は『評議会記録／昭和十八年』、京都帝国大学は『評議会議事録』、東北帝国大学は『評議会議事録』、名古屋帝国大学は『評議会記録』、大阪帝国大学は『昭和十八年度／部局長／評議会／議事録綴』、九州帝国大学は『評議会記録／昭和十八年』、東京帝国大学は『昭和十八年／評議会記録』等をそれぞれ参照した。

「新大学院制度」に関する協議は、4 月 22 日の協議事項二の「大学院ニ關スル問題」において行われた。この協議の冒頭において、永井浩専門教育局長より次の様な説明がなされた。

ヨサン上ハ各大学ニ配当サルベキ人員ハ決定シアリ、タゞ最高ノ研究キカントシテ、或ハ学校ノ教授トシテ或ハ民間ニアツテ研究スルガ国家ノ最高度ノ研究者ヲ養成スルコトニナル故ソノ選定ガ重要ニナル

コレハ一遍ノ試験デハ分ラス長イ間ノ目デ見タ調査ガ必要従テ大学デ一応詮衡スルコトガ必要ダガ国家的ニミテコレヲ更ニ詮衡スル機關ヲ必要トスベキデハナイカ、ソレハ人数ノ制限ト、一学科ニ傾クノハ困ル、又新卒業者ノミナラズ実務者中ヨリモ選ムコトニモアリ又先ノ議会デ大学院学生収容ノ問題トヨサン上ハ一応官立大学ヨリ初メルコトニナツテヰタガ議会ノ要望モアリ總理ノ考モアリ私立デモ優秀ナモノニハソニ大学院ヲ置イテモヨクハナイカト云フコトニナツタ然シ現状カラミルト極メテ一部ニ限ラルゝガソレ等ノ選定ノ問題モアル

文部省ニ学者、当局及関係ノ極密接ナ詮衡委員会ヲ置イタラドウカト考ヘテヰル更ニ精細ニハ何レ委員会ノ如キモノヲ設クル要アルカトモ考ヘテヰル

すなわち、①予算上の定員は決定済みであること、②「新制度」による大学院学生の銓衡は、各大学によるものと「国家的」なスタンスから「更ニ詮衡スル機関」による二段階の選抜を考えていること、③当初は官立大学で実施する予定であったが一部の私立大学にも実施することが説明された。またこの制度について審議するための委員会の設置について言及されている。

続いて、銓衡方法や徵兵猶予措置などについて、次の様な協議がなされた。

まず特別研究生の銓衡方法については、名古屋帝国大学の渋澤元治総長より「大学デ推薦シ文部省デハ人数等ヲ詮衡スル方法ガ可ナルベシ」という意見が示され、これに京都帝国大学の羽田亨総長も賛意を示した。

また荒川文六総長の代理で出席した西久光九州帝国大学理学部長は、「出身大学ノ意見ヲ尊重セラレタシモシドウシテモ中央ニ委員会ヲ作ルナラバ公平ニ各大学ニ詮衡委員ヲ公平ニ分ケラレタシ、各専門ニ渡ル故非常ニ多数ニナル故地方ニ分科会ヲ設ケ中央デソレヲ推薦サレタシ、他大学ノモノハ卒業大学長推薦状ヲ送リ当該大学デ審査決定」するという案を示した。

大阪帝国大学の真島利行総長は、「自然科学方面デハ充分接触シテキルガソレデモ見誤ルコトモアリ非常ニ困難ナリ然シ可ナリヨリワカル故大学ノ推薦ハ重ンゼラレタシ」と、研究者としての資質のみでなく人格についても指導教官がより理解しているので人選は大学に任せるべきとの意見を述べた。

この様に、銓衡方法については、いずれの大学も学内で銓衡した候補者を文部省が最終銓衡するという二段階選抜方式を望む意見を表明していた。しかも学内銓衡の結果を優先し、文部省銓衡では研究題目や数の調整程度にとどめるべきとの意見が主要を占めていた。

徵兵猶予を巡っては、次の様な意見交換がなされた。まず「兵役ノ関係如何」という内田東京帝国大学総長の質問を受けて、このとき文相と陸相を兼務していた東條首相が「徵兵ユーヨハ文部当局丈デハ云ヘヌ、自分ハ陸軍大臣ヲシテキルユエ申スガ自分ノ考ヘデハ五〇〇人位ノ程度ナラ徵兵猶予ヲシタイト思フ」と述べた。また西九州帝国大学総長代理からも、「新制度ノモノ」については「何等カノ兵役ノ特權ヲミトメラレタシ」という要望が述べられている。

その他では従来、大学院学生が所属することのなかつた附置研究所等への制度適用の可否が協議された。この問題については、とくに附置研究所の多い東北帝国大学の熊谷岱蔵総長が「研究所ガ進歩シタカラ研究所デモ大学院学生ガ正式ニ入レルコトニシタシ、特選給費制度ヲヒロゲタノデ可ナリ」と口火を切った。これについて渋澤名古屋帝国大学総長の「研究所ニ付テモ監督ハ学部長ガヤル必要アリアマリ研究所専属ニスルハ人格的ノ監督不充分ナリ」という考え方や、西九州帝国大学総長代理の「研究所ニ大学院学生ヲ置クハヨキモ学部ノ教授モ関係スルヲ可トス」という考えが示された。また大阪帝国大学の真島総長は「学部ニ研究所ヲ分属サセ大学院学生ヲ研究所ニモ置キ、研究所ト学部ト差異ヲ少クシタシ」という考えを示した。

その他、京都帝国大学の羽田総長より「連続シテ研究シ得ル様ナ方法ニ向ケタイト考エテキル」という当該大学の学部や大学院の学生がそのまま大学院特別研究生となるイメージが示されると、東條首相は「他カラ來ルモノヲ国家ノ必要カラ入レルモノガアル總理トシテハ現立ノ大学院ノ中カラ五百人ノ人ヲ特選スルト云フ風ニハ了解シテヰナカツタ」と、必要に応じて学外からの学生を収容するというイメージを持っていると述べた。これに対し内田東京帝国大学総長は「現在他カラ入レテキル陸海軍民間等アリテ不都合ナシ」と、現行制度の上で既に陸海

軍や民間からの大学院への受入があるので問題ないと述べた。これを受けた東條首相は「文部当局トシテハソレガヨイラシイガ（局長ノ説明）総理トシテハ一応保留スル」と述べた。また東條首相は「イカニ学問ガ出来テモ人格ガ国家ニ害ノアル様ナモノハ極メテ不適合各総長モ考ヘテ居ラレルコトヽ思フガ一般的ニ特ニ留意サレタシ」と釘を刺すことも忘れてはいなかった。

またこの制度が植民地の帝国大学に適用されるか否かについても協議された。安藤正次台北帝国大学総長が「外地ノ帝大ニ割当テラレザルハ不都合ナラズヤ」と適用を求め、また篠田治策京城帝国大学総長からも適用が求められたが、永井専門教育局長は「ヨサンガ違フ」、「大学院ニ半島人ヲ入レナイ」などと否定的な見解を示し、東條首相は「研究シテ置ク」というに発言にとどまった。

協議の最後に文部次官より文部省内において「具体的成案」の策定に取りかかる旨の発言があり、この協議事項は終了している。なお、帝国大学総長会議の全日程終了時に、永井専門教育局長より、あらためて次の様な補足説明がなされた。

大学院ノコトデ非常ニデリケートダガ私立大学ノ少数ヲミトメルト色々ノ困難ガアル依テ私立大学モ含メテ協議会ヲ作ツテヤロウト思フ。デテイル等ニ就テハ今日キマツタコトニハシナイデコノ委員会デヤル様ニ新聞ニ出スカラ皆様モ「アレハ何カ協議会デモ出来テヤルコトニナツテキル」ト云フ程度ニ話シテ置イテ貰ヒタイ。ソノ協議会デハ今日ノ様ナ話シ会ヒヲスル様ニナルベシ。

すなわち、この総長会議で新大学院制度の「デテイル等ニ就テハ今日キマツタ」が、早稲田、慶應を含めた「協議会」で、新たに協議するかの様に進めるというのであった。早稲田大学と

表 2-3 各帝国大学の総長会議後の評議会への報告状況

日付	評議会・部局長会議など	報告・協議事項
1943年4月27日	九州帝国大学評議会で「帝国大学總長会議ニ関スル件」報告	「荒川總長ノ代理トシテ出席ノ西理学部長ヨリ会議ノ状況ニ付詳細報告アリ之に対スル質疑応答アリタリ」
1943年5月4日	北海道帝国大学で「帝国大学總長会議報告ノ件」報告	1. 大学ノ刷新振興ニ関スル件、2. 大学院ニ関スル件、3. 高等学校ト大学トノ連絡ニ関スル件、3. 学生ノ風紀刷新ニ関スル件、4. 研究所ノ名義ニ関スル件、5. 外国人留学生ニ関スル件
1943年5月6日	京都帝国大学評議会で「總長会議ノ議題ニ上リタル大学制度ニ関スル件」報告	「總長ヨリ過般ノ總長ノ會議ノ概要ヲ報告シ尚其ノ折議題ニ上リタル大学制度ニ就テハ各学部ニ於テモ至急研究セラレタキ旨ヲ希望セリ」
1943年5月11日	東北帝国大学評議会で「總長会議ノ報告」	「大学院ニ關スル問題ニ就テハ大学院ハ教育機関デハナリ、研究機関ダトイフコトニハッキリシタ又大学院学生ニ対シ徵兵猶予ヲ与ヘルコトモ東條文相ハ考慮スルト話シガアツタ」

注1) 北海道帝国大学は『評議会記録／昭和十八年』、京都帝国大学は『評議会議事録』、東北帝国大学は『評議会議事録』、名古屋帝国大学は『評議会記録』、大阪帝国大学は『昭和十八年度／部局長／評議会／議事録綴』、九州帝国大学は『評議会記録／昭和十八年』、東京帝国大学は『昭和十八年／評議会記録』をそれぞれ参照した。

注2) その他の大学の評議会議事録等では、報告・協議がされたことは確認できなかった。

慶應義塾大学がこの制度上で「非常ニデリケート」な位置づけにあったことがうかがわれる。各帝国大学総長は、この総長会議の協議結果を各大学に持ち帰り報告した（表2-3を参照）。

2.3 「大学院制度ニ関スル協議会」における「新制大学院」設置運用具体案の検討

1943（昭和18）年5月17日、開催通知がなされ、6月2日に文部省において「大学院制度ニ関スル協議会」が開催された⁽¹²⁾。

この協議会には、7帝国大学に加えて、大学院特別研究生制度の実施が予定されている大学、すなわち東京工業大学、東京商科大学、東京文理科大学、そして早稲田大学、慶應義塾大学の総長、学長、塾長が出席している。この協議会の内容について、内田祥三東京帝国大学総長の議事メモに基づいて見ていくことにする⁽¹³⁾。

協議会の冒頭で菊池豊三郎文部次官が「大学制度殊ニ大学院ノ設置運用ニ關シ経験意見等ヲ伺イ有効適切ニヤツテ行キタイノデ此ノ懇話会ヲ開イタ。本省デモ色々検討シテキルカラ差支エナキ範囲ニ懇話シラン」と述べた。

続いて永井浩専門教育局長が「専ラ具体案ノ作成ニ資シタイ」と述べて、次の様な協議項目について考えを示した。

- 一、新制大学院ト現存大学院トノ関聯問題
- 二、新制大学院ノ研究年限 一期二年、二期三年、・・・・・・
- 三、新制大学院ノ定員及収容力ノ問題
- 四、新制大学院学生ノ詮衡問題
 - イ、詮衡委員会文部省ニ設置
 - ロ、当該大学卒業者ノ推薦候補問題
 - ハ、当該大学以外ノ卒業者ノ候補者ノ推薦問題
 - 一、他ノ大学ノ卒業者、二、専門学校等ノ卒業者、三、一般実務者
 - 四、軍部又ハ各省推薦者（軍部方ハ定員ノ外ニコレ～ノ人数ヲ入レテ欲シト云フ要求既ニ提案アリ）
- 五、指導教官及研究施設ノ問題
 - 只今ノ処予算的ニハ殆ンドナシ理科方面ニ多少ノ助教授ガアルノミナリ今回ハ直チニ行ハレサルモ考ヘテ置キタシ
- 六、新制大学院修了者ノ勤務命令問題
 - 今腹案ハナキモコレ迄国ガ養成スルト考ヘタ場合ニハアル程度ノ勤労命令ガ必要トナルカコノ点ヲ留保スルカドウカト云フ問題ナリ

協議は、一から三、そして五、六の順に進められ、四の「新制大学院学生ノ詮衡問題」は最後となった。

一の「新制大学院ト既存大学院トノ関係問題」については、各大学とも既存の大学院に新制大学院が併設されても差し支えないとの見解を示した。また既に大学を卒業した者や既存の大学院に所属している学生が新制大学院に入學し、2年から5年の間研究に従事することについ

て問題ないことが確認された。

二の「新制大学院ノ研究年限」については、「理科ハ五年文科ハ四年、後期ガ二年（文科）又ハ三年（理科）」という文部省案が示され、これに対し羽田亨京都帝国大学総長や小泉信三慶應義塾大学塾長から「文科モ同年トシタシ」という要望が出された。

三の「新制大学院ノ定員及収容ノ問題」については、内田東京帝国大学総長が「先年ノ大学制度臨時審査委員会ノ法案ヲ説明」し、「定員ハ出来ヌ、只最大限ヲ定メ得ルノミナリ」と述べて、永井専門教育局長も「ソノ通リト思ヒマキシマムヲキメタラドウカ新旧ヲ併セテマキシマムヲキメテ知ラセテ貰ヒタシ」と述べている。

五の「指導教官及研究施設ノ問題」については、「研究施設ノ増加ハ出来ズ出来ル範囲デ新制ノモノヲヤリ余裕ガアレバ旧制ヲヤル」と予算的には厳しい状況であることが文部省から示されている。

六の「新制大学院修了者ノ勤務命令」については、文部省側より「勅令ニ何カ書カネバナラヌ」という理由が挙げられ、「当該大学ノ希望ト本人ノ希望」とを聞きながら、「国家ノ指定スル職業ニ一定年限以上勤務」する様に命令するということとなった。

最後に、四の「新制大学ノ詮衡方法」が行われた。まず文部省に設置される「委員会」が、「委員長大臣カ次官委員ハ大学院設置ノ各関係大学ノ総長ノ一部、陸海軍法制局企画院ノ関係者」で構成されることが確認された。そして銓衡の順序は、まず制度の対象となる大学が「当該大学ノ卒業者及他方カラノモノ当該大学ニ申出サセ」、学内に設置した臨時委員会等において「ソレニ順位ヲ附シテ収容数」の「二割増位」を銓衡し、文部省に提出することとなった。

また、他大学や専門学校の卒業者、そして一般実務者等から志望者があった場合にはその順位をいかにするかという協議がなされた。これに関連して文部省側より「軍デハ六〇名云ツテ来テキル、コレハ定員外、各省ヨリ申出ノモノニ付テハ如何」という問があり、これに対して羽田京都帝国大学総長より「国家又ハ公共機関ヨリ選バレタルモノハ当該大学デ試験シテ依託学生トシテ入学ヲ許可シテ支障ナカルベシ（定員外）国家ガ特ニアル種類ノ研究ヲ研究者ヲ必要トスル場合ニハソノ希望スル大学ニ申達シテソコデ試験スル」という案が示された。加えて羽田総長は「文部省ノ詮衡委員会ノ詮衡ハ主トシテ大学ノ詮衡ヲ尊重シタゞ題目偏スル場合等ニ大体的ノ詮衡ヲスル」と大学の自主性を重んじる様に要望した。

以上が協議の大要であった。各大学の総長・学長・塾長は、この協議内容を持ち帰り報告している。その状況について、各大学の評議会議事録等を参照して表2-4にまとめた。なお議事録を見る限りでは、京都帝国大学と東北帝国大学の評議会で報告されたことは確認できなかつた。また、ほとんどの大学の評議会議事録では、報告事項のみの記載で、具体的な内容は記載されていなかつた。

しかし、北海道帝国大学の議事録は少し異なり、「本件ニ關スル文部省ノ指示事項ニ付總長ヨリ別紙ノ通リ報告説明アリタリ」とあり、その「別紙」は次の様なものであった⁽¹⁴⁾。この「別紙」をみながら先の協議内容を整理しておきたい。

大学院ニ關スル件（總長報告事項）

一、新制大学院ト旧制大学院トノ関係

表2-4 各帝国大学の「大学院制度ニ関スル協議会」報告状況

日付	評議会・部局長会議など	報告・協議事項
1943年6月5日	大阪帝国大学部局長会議で「總長協議会ニ関スル件」報告	「協議ハ主トシテ大学院制度ニ関スル準備的打合セナリ」1. 新制大学院と旧制大学院ノ関係、2. 指導教官、3. 定員、4. 卒業後ノ勤務関係、5. 兵役トノ関係等
1943年6月8日	九州帝国大学評議会で「大学院制度ニ関スル協議会ニ関スル件」報告	1. 新制大学院ト現行大学院トノ関聯、2. 新制大学院ノ研究年限、3. 新制大学院学生ノ定員及収容数、4. 新制大学院学生ノ銓衡方法、5. 指導教官及研究施設
1943年6月9日	北海道帝国大学評議会で「大学院制度ニ関スル件」報告	1. 新制大学院ト旧制大学院トノ関係、2. 新制大学院ノ研究年限、3. 第一期、第二期共全部給費制度トス、4. 新制大学院ノ収容及定員、5. 新制大学院学生ノ銓衡ノ方法、6. 兵役問題、7. 新制大学院卒業者ノ義務
1943年6月30日	名古屋帝国大学評議会で「大学院ニ関スル問題」懇談	「新制大学院ニ關シ学生ノ兵役、学部ヘノ学生数割当等ノ問題ニツキ懇談アリタリ」
1943年7月6日	東京帝国大学評議会で「大学院制度ニ関スル件」報告	「新制大学院ト從来ノ大学院トノ関係、研究年限、収容定員、銓衡、指導教官ト研究施設、義務年限及兵役トノ関係等」

注1) 大阪帝国大学は『昭和十八年度／部局長／評議会／議事録綴』、九州帝国大学は『評議会記録／昭和十八年』、北海道帝国大学は『評議会記録／昭和十八年』、名古屋帝国大学は『評議会記録』、東京帝国大学は『昭和十八年／評議会記録』をそれぞれ参照した。

注2) 京都帝国大学の『評議会議事録』と東北帝国大学の『評議会議事録』を見る限りでは報告は確認されなかった。

結局旧制大学院ハ之ヲ存置シ、別ニ新制ヲ設クルコトハナル模様ナリ。

二、新制大学院ノ研究年限

第一期 二年

第二期 文科二年 理科三年

(第一期ヲ終了シタル後其ノ成績ヲ見テ第二期生ヲ決定スルコトハナル)

三、第一期、第二期共全部給費制度トス

第一期生ノ給費ハ一人当り年額一、〇八〇円 第二期生ハ夫レ以上トス

外ニ研究費トシテ文科九八〇円理科一、一二三円アリ。

四、新制大学院ノ収容定員

一講座ニ付文科八十数名、理科ハ四、五名ヲ上限トシ、同一年二名ヲ最大限度トス
今年度ニ於テ北大ノ収容予定總数ハ四一名

内、理八 農一四 医八 工一一

之ノ標準ハ大体三講座ニ一人ノ割合ナリ

尚助教授ハ学生十人ニ一人ノ割合トス

本年ハ可成速ニ志望者ヲ募リ六月一杯ニ文部省ヘ上申スルコト。

五、新制大学院学生ノ詮衡ノ方法

次官又ハ大臣ヲ委員長トシ各大学ノ總長陸海軍関係者、法制局関係者等ヨリ成ル委員会ヲ設ク

推薦者ハナルベク収容人員ノ倍数迄トシテ詮衡ノ余地ヲ残ス
 大学院ニ入ラントスルモノハ研究事項ヲヲ具シ当該学部教授会ノ議ヲ経、總長ノ詮衡
 ヲ経テ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ決定ス
 文部省へ上申ノトキハ推薦順位ヲ附ス
 他大学ノ卒業生及専門学校卒業生モ当該学部教授会ノ議ヲ経レバ入学出来ル
 軍部ヨリノ推薦者ハ定員外トシテ扱フ。

六、兵役問題

之ハ目下軍関係ト折衝中ナリ 但シ研究ハ継続シ得ル見込ナリ。

七、新大学院卒業者ノ義務

第二期生ハ必ズシモ教授候補者トスル訳デハナイ、唯卒業後ハ政府ノ指定スル場所ニ
 行クコトハナル（本人ノ希望ハ勿論斟酌サレル）

以上

二の「研究年限」では、この協議会の時点では、第二期の修業年限が文科 2 年と理科 3 年と異なる。 「文科モ同年トシタシ」という羽田京都帝国大学総長や小泉慶應義塾大学塾長の要望は、協議会終了時点では反映されていないことが理解される。

三の「第一期、第二期共全部給費制度トス」では、第一期生に年額 1,080 円、すなわち月額に換算して 90 円が給与されることが、この時点で決定していたことがうかがわれる。

また五の「詮衡ノ方法」については、各大学の候補者推薦は各大学の教授会が行い、最終銓衡は各大学総長・学長・塾長をメンバーとする「委員会」が行うことと理解された。

四の「新制大学院ノ収容定員」については、ここでは北海道帝国大学の定員のみが報告されている。また「本年ハ可成速ニ志望者ヲ募リ六月一杯ニ文部省へ上申スルコト」と報告されていることから、この段階で候補者の選出準備を進める様にとの内示が出ていたと考えられる。

なお、この協議会における文部省側の要望が具体的に示されたのが、9 月 29 日付けの文部省専門教育局長名の通牒「大学院特別研究生定員ニ關スル件」（発専 222 号）であり、特別研究生の定員を大学院定員の内数として取り扱うので、その大学院定員を決定し認可申請の手続きを行う様にと記されたものである⁽¹⁵⁾。

3. 昭和 18 年度から昭和 20 年度の銓衡委員会における協議

3.1 昭和 18 年度の銓衡委員会

表 3-1 に昭和 18 年度第 1 期大学院特別研究生銓衡の流れを示した。昭和 18 年度の銓衡は、北海道帝国大学の評議会に見る様に、実質的には 1943（昭和 18）年 6 月 2 日の「大学院制度ニ關スル協議会」開催直後から開始されていたが、公式には 6 月 25 日の文部省通牒がその始まりである⁽¹⁶⁾。必要書類の提出については、8 月 25 日付けの文部省通牒があり、9 月 10 日迄に必要書類の提出との指示であった。文部省の指示に従い、対象となった各大学は必要書類を文部省に提出した。東京帝国大学は 9 月 11 日に提出し、東北帝国大学は 9 月 12 日に発送している。

先の協議会での協議の通り、各大学において銓衡され文部省に推薦された特別研究生候補者

表3-1 昭和18年度第1期大学院特別研究生銓衡の流れ(1943年6月25日~12月3日)

年月日	項目	関係法令・文書
1943年6月25日	文部省「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」通牒、推薦する候補者選定を指示(7月末迄にリスト提出)	
1943年8月25日	文部省「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」通牒、候補者の関係書類提出を指示(9月10日迄)	発専181号
1943年9月28日	昭和18年度「大学院特別研究生銓衡会」開催(411名の採用決定)	
1943年9月29日	「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」公布・10月1日施行	文部省令第74号
1943年10月2日	「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」の対象大学を定める	文部省告示第755号
1943年10月2日	「在学徵集延期臨時特例」公布、在学徵集延期を当分中止	勅令第755号
1943年10月5日	「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」通牒、追加候補者銓衡を指示(10月25日迄)	
1943年12月3日	「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」、追加銓衡決定を通牒(10月30日付で31名の補欠入学許可、最終的に442名採用)	発専262号

は、最終的には文部次官を会長とし、この制度が実施される大学の総長・学長・塾長12名のほか、企画院第三部長、陸軍省兵務局長、海軍省人事局長等により構成される「大学院特別研究生銓衡委員会」⁽¹⁷⁾に諮られその採否が決定されることになっていた。

9月28日、文部省の第二会議室において銓衡委員会が開催され、特別研究生の最終銓衡が行われた⁽¹⁸⁾。委員会のメンバーであった内田祥三東京帝国大学総長による議事メモが残されているので、これをもとに内容を見ていくことにする⁽¹⁹⁾。

この時の銓衡委員会には、文部省から文部次官、総務局長、専門教育局長、大学課長、企画院から第三部長、また陸軍省から兵務局長とその随員中佐、海軍省から人事局長代理の大佐、そして大学側からは7帝国大学総長、東京商科大学、東京工業大学、東京文理科大各学長、慶應義塾大学塾長、早稲田大学総長の出席があった。

冒頭に、銓衡委員会の会長である菊池豊三郎文部次官が挨拶に立ち、「本委員会ハ官制ニヨラズ文部大臣ノ諮問ニ応ジ、会議規則ヲ作ラズ、多数決ニヨラズ懇談ノ形式ニヨリ腹蔵ナク意見ヲ交換シ会長ニ於テ適當ニ統裁スル形トス」⁽²⁰⁾とこの委員会の位置づけについて述べた。すなわちこの銓衡委員会は、会長である文部次官が懇談内容を踏まえて「統裁」するための意見交換の場と位置づけられたのである。

続いて、永井浩専門教育局長が、「来年ハ大学卒業者以外カラモ積極的ニ候補者ヲ選定スル様ニセラレタシ」と各大学の推薦が自校卒業生優先であったことに対して注意を促している。また、「来年ハ候補者名簿ヲ定員ヨリ多少多クシテ銓衡シテ貰ヒ度ガ本年ハ定員ニ充タザルモノアリ。定員ニ充タザル場合三十日以内ニ候補者ヲ挙ゲルコトモ出来ルカラ未ダ充員ノ道ナキニモアラズ、ソノ場合ニハ又本審査会〔銓衡委員会〕ニカケル」と述べた。9大学の推薦数が定員を充たしていなかったことは別稿で既に述べた通りであるが⁽²¹⁾、この事態を受けて大学に追加推薦を促したのである。

このことにかかわって、東北帝国大学の熊谷岱蔵総長から、「東北ニハ研究所ガ發達シ同所教授ハ学部教授会ニ列セズ学位ノ審査ニハ加ハラズ為メニ大学院ノ指導教授トナラズ、従ツテ研究者ハ研究所ノ方ニ行キ学部ニ残ラザルガ普通ニテ定員ニ著シイ不足セルモノアリ」との発

言があった。つまり制度上、附置研究所は大学院学生を「指導」できないため、東北帝国大学の学生は、学部卒業後、大学院に進学せず附置研究所に何らかの形で所属し研究に従事することが通例であるという。実質的に「指導」できる教授数に対する大学院の定員が少ないと、多くの附置研究所を有している東北帝国大学ならではの訴えであった。

これに対し、永井局長は「研究所教授モ大学院学生ヲ指導スルコトハシ、法規ガ悪ケレバソレヲ改正スルト云フ方針デ行カレタシ」と柔軟な姿勢を示した。永井局長のこの見解を受けて、熊谷総長は「文部省ガソノ方針ナラ追加トシテモツテ来ル」と追加候補者の推薦をすると表明している。4月開催の帝国大学総長会議で協議されたことが、銓衡委員会で再確認されることになる。

大阪帝国大学の真島利行総長からは、「工学部ノ特別研究生中ニ現ニ陸軍、海軍ニ服務中ノモノアリ、九州工学部ニモ海軍ニ服務中ノモノアリ」とこれらの学生の帰還を求める発言があった。これについて、陸軍省、海軍省はともに「研究スベシ」との回答にとどまった。加えて那須義雄陸軍省兵務局長は「陸軍デハ順番ヲキメテヤツテキルノデ途中ニ這入ツテクルト前カラ待ツテキル者トノ釣合アリ」と調整の難しさを述べている。

また永井局長の「文科ノ心理ハ軍事上必要ナリ」との説明に対し、那須兵務局長は「閣議決定ニイタツタラソノ通リヤル外ナシ」と回答した。しかし、話題が農学部の農業経済に及ぶと「アマリ学部ノ内容ニ迄立チ入りテ研究スルコトハ困ル」と各論の協議を避けた。

慶應義塾大学の小泉信三塾長の「御互ニ云フ丈ケノコトハ云ツタ故アトハ文部省ト軍ニ然ベク交渉ヲシテ貴フコトハスベク一任シタシ」と協議を締めくくる発言があり、残る課題は文部省と軍の協議結果に一任されることになった。最後に、菊池次官が「各位ノ気持ハ充分ニ、ヨリ判ツタノデ自分ヨリモ軍ノ当局ニ御願ヒヲスル、コノ結果ハ文部省ニ一任サレ度」と述べて散会となった。

以上が、昭和 18 年度の銓衡委員会における協議の概要である。ここでは次の様な事項を確認することができた。一つは、銓衡委員会の位置づけである。この銓衡委員会は、とくに法令や規則を設げず、その「懇談」内容を踏まえて会長である文部次官が「適當ニ統裁スル」ための意見交換の場と位置づけられていた。二つ目は過少推薦への対応についての協議内容であった。このなかで、附置研究所を多く有する大学や軍に召集されている学生を候補者として推薦したい大学などから諸事情が述べられ、それへの対応が協議されていた。この銓衡委員会において、その採否が協議された特別研究生候補者数は計 411 名であり、10 月 1 日付で採用された人数もそれと同数となった（表 3-2 を参照）。

なお、この銓衡委員会の冒頭で問題になった「定員ニ充タザル」大学は、追加推薦者を選定する必要があった。10 月 5 日付けで各大学に通牒が送られ 10 月 25 日までに追加候補者を推薦する様にとの指示がなされている⁽²²⁾。

これを受け東北帝国大学は追加の候補者を銓衡し、関係資料を 10 月 23 日付けで文部省専門教育局長宛に発送している⁽²³⁾。東京帝国大学は同様の書類を 10 月 31 日付けで発送している⁽²⁴⁾。東北帝国大学は、理・医・工学部それぞれの定員分として候補者を推薦するが、提出書類には、農学研究所や抗酸菌病研究所、金属材料研究所などの附置研究所の研究に従事する予定であることが分かる様な附記がなされていた⁽²⁵⁾。これは先の銓衡委員会で熊谷東北帝国

表 3-2 昭和 18 年度第 1 期大学院特別研究生定員と採用者数

大学名	定員	採用者	内訳	
			一次選定	補欠選定
東京帝国大学	121	110	107	3
京都帝国大学	79	76	74	2
東北帝国大学	46	44	36	8
九州帝国大学	58	56	50	6
北海道帝国大学	41	41	39	2
大阪帝国大学	29	27	24	3
名古屋帝国大学	26	25	21	4
東京商科大学	8	8	7	1
東京工業大学	17	13	12	1
東京文理大学	13	12	11	1
慶應義塾大学	14	14	14	0
早稻田大学	17	16	16	0
計	469	442	413	31

注 1) 『昭和十八年度 大学院特別研究生関係』(東京大学史史料室所蔵) より作成。

注 2) 採用者数内訳中の一次選定数を合計すると 411 となるが資料のママ 413 と記載した。

大学総長が表明した通りである。追加の候補者については、文部省での銓衡委員会は開催されず、文部省が示した銓衡基準により文部省内で銓衡が行われたことは、別稿にて既に述べた通りである⁽²⁶⁾。その後、12月3日に計31名が10月30日付けで追加採用され、この時点で、総計442名となったということになる（表3-2を参照）。

3.2 昭和 19 年度の銓衡委員会

表3-3に昭和19年度第1期大学院特別研究生銓衡の流れを示した。この表に見る様に、昭和19年度第1期大学院特別研究生銓衡は、1944（昭和19）年4月5日付けの文部省専門教育局長名の通牒により開始された。東北帝国大学に送付された通牒によれば、昭和19年度第1期生の定員を医学部9名、工学部11名、理学部11名の計31名とする旨が通牒されている⁽²⁷⁾。この時点で既に文科系の定員が削除されている。東京帝国大学にも同様の通牒が送付されてお

表 3-3 昭和 19 年度第 1 期大学院特別研究生銓衡の流れ（1944 年 4 月 5 日～5 月 27 日）

年月日	項目	関係法令・文書
1944年4月5日	「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件」通牒、昭和19年度の定員を通知	発専108号
1944年4月18日	「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件」通牒、推薦の際の留意事項を通知（医学部・農学部純農分野の定員削減、理・工学部は2割増推薦）、別紙で書類提出期日を指定（4月末日）	発専108号
1944年5月27日	昭和19年度「大学院特別研究生銓衡会」開催（318名の採用決定）	
1944年5月30日	「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件」通牒、召集延期のための必要書類提出を指示	発専108号

り、医学部13名、工学部45名、理学部15名、農学部15名の計88名が定員として定められている⁽²⁸⁾。

その13日後の4月18日付で通牒された別紙では、戦況が悪化していたこともあり、軍の要望を受けた形で研究事項については「決戦遂行ニ国力ノ全力ヲ集中スル」という「線ニ沿フモノニ限ラルベク」という制限が課せられた。具体的には軍医不足から医学部の定員を削減、農学については純農的な研究は極力避けて、それらの定員の一部を理学、工学に振替えるので、理学、工学関係には概ね定員の2割り増しの候補者を推薦する様にというものであった⁽²⁹⁾。

また同日付で、昭和19年度の特別研究生は5月中旬迄に決定するので候補者を4月末迄に推薦する様、文部省専門教育局長からの通牒があった⁽³⁰⁾。その通牒の第五項に「出身学校ノ如何ニ拘ラズ真ニ公平厳正ニ之ヲ行フコト」という文言が付されている。前年に永井浩専門教育局長が注意を促した事項が留意点として記載された形となった。また第六項に、候補者には順位を付し「概ネ一割」の補欠推薦者を用意する様に記されている⁽³¹⁾。

東北帝国大学は、「概ネ一割」の補欠を含めた医・工・理の3学部計35名の候補者を銓衡し、銓衡結果を4書式の資料にまとめて5月17日付で文部省に提出している⁽³²⁾。東京帝国大学も候補者を銓衡し、東北帝国大学と同日付で書類を提出している⁽³³⁾。

5月27日午後1時半より文部省第四会議室において、銓衡委員会が開催され、特別研究生の最終銓衡が行われた⁽³⁴⁾。以下、この模様を内田祥三東京帝国大学総長の議事メモにもとづいて見ていくこととする⁽³⁵⁾。

この時の銓衡委員会には、7帝国大学総長（阪大は代理）と東京文理科大学、東京工業大学の両学長（文理は代理）、慶應義塾大学塾長、早稲田大学総長（代理）、陸海軍関係官（各中佐）、文部次官、専門教育・科学両局長、大学課長、理事官等の出席があった。

委員会の冒頭で菊池豊三郎文部次官が挨拶に立ち、「本年ノガ昨年ト異ツタ点」について次の様に述べた。

- 一、文科系学徒ハ昨年出陣セル結果本年ハトラザルコトヽナツタ
- 二、選定ノ方針ニ就テハ今年ハ時局ニ鑑ミ緊急研究ニ従事スル教授、助教授ノ補助員タラシムル様ニ考ヘタコト
- 三、軍要員ノ必要上學部局ノ人数ヲ融通シテ時局ニ適応スル様ニスルコト。

これに続いて「陸軍側関係官」から次の様な要望が述べられた。

- 一、医学部ノ研究が必要ナルコトハ明カナルガ軍医ノ不足著シク一人デモ多ク軍ニ送リ度ク昨年ノ数ヨリ本年ハ相当減少シタシ
- 二、農学部関係ハ入営ヲ延期セザル学科アリソノ学科ニ属スルモノハ除外シタシ
- 三、入営延期ノ年齢限度ハ省令デ告知サレアル故ソレヲコサベル様ニシタシ

この「陸軍側関係官」からの要望を受けて永井専門教育局長は、「(一) ニ就テハソノ案陸軍

側トモ交渉ヲ重ネ昨年ノ三割減ト云フコトデ大体了解ガツイテキルノダガソレデハ如何」との問い合わせがあった。これに対し今裕北海道帝国大学総長が「己ムヲ得ズ、他大学モ己ムヲ得ザルコト、了承ス」とコメントし、他からも異議なく医学部定員の3割減が了承された。

しかし永井局長は、三の「入営延期」については、大学より推薦されてきた特別研究生候補者は、年齢が基準に達していても入営延期措置が適用される様にと、次の様に要望した。

(三) ニ付テハ昨年ハ入営延期ガ表ニ出テ居ナカツタ、所ガソレガ今度陸軍規定ノ中ニ這入ツタ。コノ点ハ入営延期ガ確実化サレテ大変結構ナコトダガ一面カラミルト普通ノ年ノ上ニ五年カブサツテ年限ガ定メラレ年齢ノ拘束ガ出来テ此ノ点窮屈トナツタ、勿論出来ル限リ年ガ超過シナイ様ニ考ヘルコトハスルガ特別ニ研究上必要ナモノデアリ且ツ全体ノ数モ少イノダカラ除外セラレ度イ

この永井局長の要望に対し、「陸軍側関係官」は「遊ンデ居タカ何カデナイト年限ガ引ツカハルコトハナイ引ツカハルモノハ学問ノ優秀性ニ疑ヒアリ」と否定的な見解を示した。この見解に対して内田東京帝国大学総長は「ソレハヅーツ学校ニキタモノハ話シデアツテ一度世間へ出テ改メテ大学院ニ這入ルモノハ年ヲトツテキル然モ非常ニ優秀ナモノガ這入ツテ来ルノデアル」と、大学側が推薦する候補者の優秀さを強調した。これを受けて「陸軍側関係官」は「然様ナ人ニ付テハ差支ヘナシ、然レシ一度入営シテ來タモノデナイト原則的ニ認メルコトハ困難デアル」と一定の譲歩を示した。

またこれとは別に「海軍関係官」は、「然シ何トイツテモ電波兵器関係ハ最モ遅レテ居ルノデ最モ重要視シテ貴ヒタイ。次ニ燃料、航空機資材デ、一、電波兵器、二、燃料、三、航空資材ト云フ順ニ重点ヲ置イテヤツテ貴ヒタシ」と、個別の研究分野を挙げて、優先する様に要望した。

以上で「大体論」の協議が終わり、多くの候補者は各大学から提出された候補者リストに従つて「大体論丈ケデ通過ト云コトハス」となった。ただし、医学部と農学部の「純農」分野、そして「年齢ノヒツカハルモノ」のみについて「個々ノ審議」がなされた。以下、東京帝国大学の事例により「個々ノ審議」の模様を見ることにする⁽³⁶⁾。なお、引用中の候補者氏名は、■で記した。

東大医学部

内田〔東京帝国大学総長〕ヨリ 一三人ノ三割即チ四人ヲ減ジテ九人トシ一番ヨリ九番迄入選十番以下十四番迄五名ヲ削除コレデ医ノ定員四名ヲ減ジタルニヨリコノ四人ヲ工学部ニ加ヘ工ノ四五人ヲ四九人トス
 一番ヨリ六番迄六名ハ年齢デ引ツカハル内三番、六番ハ入営ズミナル故問題ナシ
 一、二、四、五ハ引ツカハルモ何レモ本年卒業スル者デハナイ昭和九、一三、一六年及一七年ノ卒業ニテ既ニ経験ヲツミ居ルモノナリ何レモ優秀ナル研究者ナリ、本年ハ教授助教授ノ研究補助トシテ選定ニ重キヲ置ク関係上学校ヲ出タバカリノモノヨリハ既ニ本当ノ経験ヲ持テキルモノハ方ガ役ニ立ツコト当然ナリ、依テ之ヲ採択セラレ度

永井〔専門教育局長〕 先程ハ云ヒ忘レタガ既ニ研究ヲシテキルモノガ役ニ立ツコトハ只
今東大総長ノ述ベラレタル通リナリ此ノ点モ考ニ入レ適宜ノ取り計ラヒヲナサレタシ
陸軍 原則的ニ確約ハ出来ズカヽル者ハ召集サレルコトモアルノデ必ズ召集サレルトハ限
ラズ同時ニ召集サレルコトモアリ得ル
内田 召集サレタラ特別研究生ナル理由デ免除ヲ御願ヒスルコトニシテソノ際ニハヨロシ
クト述べ此ノ程度デ次ニ進行ス

東大農学部

内田、東大農学部ニハ農業経済ハ一人モナク純農ハ三名アリ六、七及一五ナリ一五ハ削除
スル故六ト七トハ認メラレタシ、六、七何レモ相当研究ヲツミ居ルモノニテ教授ノ重
要研究ノ補助者トシテ極メテ好適ナリ

陸軍 軍ノ幹部ガ極端ニ人ノ要ル所ナルヲ以テ純農ハ削ラレタシ

内田 軍要員ノ点ハヨリ判ル、然シ一方ニ於テ現在農業技術者ヲ陸海軍ニ於テ必要トセラ
ルヽハ非常ノ数ニテ吾々ノ方丈ケニテモ隨分多数ノ軍要員ヲ御世話シテキル且ツソレ
ニ伴ツテ多数ノ研究ヲ依託サレテキル、コレ等ノ研究ヲ実施スルニハ人ガナクテハ出
来ズ■■、■■両名共既ニ数年前ノ受験ニテ現役ニアラズ召集猶予ノ手続ヲトラレタ
シ

永井 研究ハ必要ナル故見逃、此様ニ認メラレタシ

陸軍 原則的ニ認ムルノハ困ル

内田 農学部ハ十五名ノ所十四名トナリタルヲ以テコノ一名ヲ工学部ニ加ヘ工学部ハ計
五十名トシタシ。

尚農ノ九番■ハ年限ガ超過シ本年九月卒業見込ナルヲ以テ引キカヽルカモ知レズ、コ
レハ昨年検査セシモ更ニ本年再検査トナツテキル。

陸軍 再検査デモ本年受ケレバ昨年ノハ消エテ仕舞フ「強健」トアル故現役トナルベシ
現役トナレバ入營延期ハ出来ズ

東大工学部

内田 第一工学部二六名、第二工学部二四名トス。

第一工ハ二十六名候補者全部、一〇番■■ハ年齢超過シ居レルコレハ十六年ノ卒業ニ
テ内務省ニ就職シ防空研究所ノ所員ナリ 防空研究所等ヨリ本学教授ニ依嘱ノ研究補
助者タラシムルモノナレバ召集猶予ヲ認メラレタシ

陸軍 ソレハ内務省ノ方カラ不可欠要員トシテ申出デガアルカモ知レズ調べミナケレバ
判ラヌ

永井、 召集ガ来タラ帰シテ貰フコトヲ御願ヒシタシ

内田 第二工学部ハ二十四名ナル故二五番ノ■■ト補欠三名トヲ削除ス

東大理学部

内田、 一五名 十八工ヘ 一六番ノ■■ト一七番ノ■■トヲ削除

表 3-4 昭和 19 年度第 1 期大学院特別研究生定員・候補者・決定数

大学名	医学部				工学部				理学部				農学部				理工学部				計			
	旧定員	定員	候補者数	決定数	旧定員	定員	候補者数	決定数	旧定員	定員	候補者数	決定数	旧定員	定員	候補者数	決定数	旧定員	定員	候補者数	決定数	旧定員	定員	候補者数	決定数
東京帝国大学	13	9	14	9	45	50	54	50	15	15	17	15	15	14	18	14	-	-	-	88	88	103	88	
京都帝国大学	10	7	10	7	21	23	26	23	11	12	11	11	10	10	11	11	-	-	-	52	52	58	52	
東北帝国大学	9	6	7	6	11	12	13	12	11	13	15	13	-	-	-	-	-	-	-	31	31	35	31	
九州帝国大学	10	7	11	7	17	20	21	20	6	6	6	6	10	10	10	10	-	-	-	43	43	48	43	
北海道帝国大学	8	6	10	6	11	11	7	[7]	8	10	13	10	14	14	12	12	-	-	-	41	41	42	[35]	
大阪帝国大学	10	7	15	7	14	16	14	[14]	5	6	6	6	-	-	-	-	-	-	-	29	29	35	[27]	
名古屋帝国大学	9	6	11	6	10	11	8	[8]	7	9	8	8	-	-	-	-	-	-	-	26	26	27	[22]	
東京工業大学	-	-	-	-	20	20	23	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	23	20	
東京文理大学	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	11	8	-	-	-	-	-	-	-	8	8	11	8	
慶應義塾大学	10	7	10	7	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	7	10	9	
早稲田大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	17	12	12	12	17	
計	79	55	88	55	149	163	166	[156]	71	79	87	77	49	48	51	47	12	12	17	12	360	357	409	[347]

注 1)『總長會議其他 其二 自昭和一八年一〇月 至昭和二〇年三月』(内田祥三史料 3-2、東京大学史史料室所蔵)より作成。

注 2) 東京商科大学は、当初対象大学であったが、昭和 19 年度より文科系が除外されたため、リストから削除されている。

注 3) 旧定員は昭和 18 年度の定員数を示し、定員は昭和 19 年度のものを指す。

注 4) 本表は昭和 19 年 5 月 27 日に文部省で開催された銓衡委員会の資料に基づくものである。但し、[] 内の数は、『昭和十九年度 大学院特別研究生候補者調査表』(内田祥三史料 4-1、東京大学史史料室所蔵)により補った。

「個々ノ審議」は以上の様に進行した。つまり、原則として候補者推薦の際に大学側が付した順位に基づいてその採否が決定されることを前提に審議が進められ、徵兵年齢に達している候補者については、入営歴の確認や候補者の研究補助員としての必要性が説明されたのである。また銓衡委員会の冒頭で了承された通り、医学部の定員が三割削減され、その分が工学部定員に振り分けられた。この様な銓衡が各大学から推薦された候補者について行われたものと思われる。

銓衡委員会の最後に、陸軍から「召集延期ニナルモノニ付テハ至急其ノ手続ヲセラレタシ」次の様な書類の提出が求められた。

本籍地

役種 (現役、予備、補充 (第一、第二)、国民 (第一、第二))

兵種 (歩兵、工兵等、但シ第二補充ト第二国民兵トニハ兵種ノナキモノアリ)

徵集年 (検査ヲ受ケテ決定シタル年)

本年受ケタ入営延期ノモノニ付テハ

本籍地

徵兵検査受験ノ徵兵署

そして西崎恵大学課長から「何レ書類デ申入ルゝガ至急準備シ置カレタシ尚間違ヲサクル為メ本日決定ノ分ハ改メテ清書提出ソノ際前記ノ書類ヲ附ツケラレタシ」と補足がなされ、永井専門教育局長より「本日保留ニナツタモノハナルベク早ク整理提出サレ度シ、ソレガ出タラソレヲ今日御承認ヲ願ツタモノト御了承ヲ願フ」と念が押された。

以上の様な協議の後、散会となった。この銓衡委員会では、医学部と農学部のとくに「純農」分野、そして「年齢ノヒツカヽルモノ」のみについて「個々ノ審議」がなされ、それ以外の候補者は大学側の推薦通り「通過」していた。また召集延期手続きのための書類の提出が新たに決定された。この銓衡委員会を経て、昭和 19 年度第 1 期大学院特別研究生が表 3-2 の様に決定されたのである。

なおこの銓衡委員会の協議結果は、その後の通牒に現れてくる。すなわち銓衡委員会後の 5 月 30 日付けで、「召集延期ニナルモノ」の手続について通牒されている⁽³⁷⁾。これに対して東北帝国大学は通牒で指定された期日より少し遅れた 6 月 16 日付けで⁽³⁸⁾、東京帝国大学はこれより遅い 6 月 25 日付けで当該資料を発送している⁽³⁹⁾。

3.3 昭和 20 年度の銓衡委員会

表 3-5 に昭和 20 年度第 1 期大学院特別研究生銓衡の流れを示した。この表に見る様に、昭和 20 年度の場合、1945（昭和 20）年 1 月 23 日付の文部省専門教育局長名の通牒により、昭和 20 年度第 1 期生の定員が通知されて銓衡が開始された。東北帝国大学の定員は、医学部 9 名、工学部 11 名、理学部 11 名の計 31 名となった⁽⁴⁰⁾。定員とその学部構成は前年度と同じであり、また通牒の文章も前年度とほぼ同様である。東京帝国大学の場合も同様であった⁽⁴¹⁾。

表 3-5 昭和 20 年度大学院特別研究生銓衡の流れ（1945 年 1 月 23 日～7 月 14 日）

年月日	項目	関係法令・文書
1945 年 1 月 23 日	「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件」通牒、昭和 20 年度の定員を通知	発専 19 号
1945 年 1 月 31 日	「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件」通牒、書類提出期日を指定（2 月 20 日迄）	発専 19 号
1945 年 2 月 6 日	「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件」通牒、推薦の際の留意事項を通知（医学部定員削減、理・工学部の推薦増）	発専 29 号
1945 年 7 月 14 日	昭和 20 年度「大学院特別研究生銓衡会」開催、第 1 期と第 2 期の銓衡（文科系の第 2 期は審議先送りとなつた）	

続いて 1 月 31 日付けで昭和 20 年度第 1 期特別研究生の候補者を 2 月 20 日までに推薦する様通牒されている⁽⁴²⁾。この通牒は前年度のものとほぼ同様の内容であるが、第六項に「推薦漏ノ者ニ就テモ推薦者ニ準ジ別紙トシテ関係書類ヲ送付スルコト」と追記されている。定員の一割程度の補欠者のほか推薦漏れの者についても書類の提出が求められた。手続き及び書類形式等は前年度と同様であることが記されている。

また 2 月 6 日に前年度同様、医学部定員を減少させ、その分を理学部、工学部に振替るかもしれないので、幾分増加し候補者を推薦する様通牒されている⁽⁴³⁾。「努メテ之ヲ充足」するので前年以前の卒業者を適当に案配して推薦する様にとも追記されているところが前年と異なる

点である⁽⁴⁴⁾。

東北帝国大学は候補者を銓衡の後、医学部10名、理学部19名、工学部16名、計45名の候補者について4書式の資料にまとめて、3月12日付けで文部省に発送している⁽⁴⁵⁾。この数は医学部9名、工学部11名、理学部11名の計31名を定員とする発専19号より約45%多い数字である。東京帝国大学も同様であり、医学部12名、理学部21名、第一工学部36名、第二工学部29名、農学部17名の計115名と定員88名より30%ほど多い候補者を銓衡し、3月6日に関係書を文部省に発送している。

7月14日の午後1時より文部省第4会議室において、銓衡委員会が開催された。会の様子について、内田祥三東京帝国大学総長の議事メモをもとに見てみよう⁽⁴⁶⁾。

この時の銓衡委員会には、大学側は、東京帝国大学の内田総長、九州帝国大学の百武源吾総長、東京工業大学の和田小六学長以外は、代理者の出席となった。この時期、東京をはじめとする主要都市にはアメリカ軍による空襲などがあり、また輸送機関が正常に機能しない状態にあった。このことが各大学の代理出席の多さの理由の一つとしてあげられよう⁽⁴⁷⁾。

河原春作次官は冒頭の挨拶のみにて退席し、関口勲専門教育局長が会長代理をつとめた。会は次の様な次第に従って進められた。

一、議事

(一) 開会

(二) 河原次官挨拶

(三) 関口局長説明

(四) 議題

1. 昭和二十年度第一期特別研究生銓衡ノ件
2. 昭和二十年度第二期特別研究生銓衡ノ件
3. 特別研究生第一期修了者ノ就職指定等ニ関スル件
4. 其ノ他

(五) 閉会

議題1、2の昭和20年度第1期と第2期の特別研究生の銓衡については、「本日ハ理科系ノミニテ文科系ハ議題トセズ何レ次ノ機会ニ於テ御審議ヲ願フコトハナルカモ知レズ」と関口専門教育局長が述べた。すなわち、この時の銓衡委員会では、「文科系」の第2期の銓衡は行われないことになったのである。そして理科系の銓衡については、「各大学毎ニ簡単ナル説明ヲ行ヒ總テ大学側査定案ノ通り決定ス」となった。

このときの協議の中心になったのは、入営延期の問題であった。「特別研究生ニテ応召ノモノアルコトニ付質問アリタルニ対シ」文部省より次の様な説明がなされている。

十九年度以降ノモノハ一定年齢以内ノモノハ本人ノ届出ニヨリ入営延期トナルコノ手続ヲ怠リタル者ハ応召スルコトアリ、十八年度ノ者及十九年度以降ノ者デモ年齢高キ者ハ省令ニヨラザル特別ノ入営延期トナルモノナルガ何レニセヨ陸軍ニ其ノ都度御願ヒシテ出来ル

丈ヶ帰シテ貰フ様ニシテキル

つまり、特別研究生として大学より推薦され、文部省の銓衡委員会も通過しているにもかかわらず、「手続ヲ怠リタル者」や「年齢高キ者」が応召されるケースがあり、その都度文部省は「出来ル丈ヶ帰シテ貰フ様」に、陸軍省・海軍省と調整を行ってきたという説明であった。

この説明に対して内田東京帝国大学総長から「十八年度ノモノデ只今御説明ノ何レニモ属セザル応召ガ相当アル」と文部省側の説明にない事例があることが示された。すると出席していた陸軍中佐が、「数多キ事故當方ニモ過誤ナキニモアラズ」と軍内部に手違いがあったことを認め、そして「コレカラモ出来ル丈ヶヤルカラ、カハルコトガアツタラ遠慮ナク文部省ヲ通ジテ申出デラレタシ」と協力する旨を述べている。

以上が昭和 20 年度の銓衡委員会における特別研究生銓衡に関する協議の主要であった。この様に、この年の銓衡委員会は入営延期の手続き問題を除き、大きな論点もなく坦々と進められた様である。3 年目を迎えてこの制度の形式が確立したからということがその理由の一つとして挙げられよう。この結果表 3-6 の様な構成で合計 360 名の特別研究生が決定されたのである。またこのとき予定されていた「文科系」の第 2 期大学院特別研究生の銓衡が行われなかつたことが明らかになった。

なお、この銓衡委員会では、議題 3 の「特別研究生第一期修了者ノ就職指定等ニ関スル件」が主要な問題として協議されている。軍当局は、第 1 期修了者のうちの第 2 期に進学しないも

表 3-6 昭和 20 年度第 1 期大学院特別研究生定員・候補者・決定数

大学名	医学部				工学部				理学部				農学部				理工学部				計			
	旧定員	定期員	候補者数	決定数	旧定員	定期員	候補者数	決定数	旧定員	定期員	候補者数	決定数												
東京帝国大学	13	13	13	12	45	45	63	46	15	15	21	15	15	15	16	15	-	-	-	-	88	88	113	88
京都帝国大学	10	10	12	10	21	21	28	22	11	11	16	11	10	10	9	8	-	-	-	-	52	52	65	51
東北帝国大学	9	9	10	9	11	11	16	11	11	11	19	11	-	-	-	-	-	-	-	-	31	31	45	31
九州帝国大学	10	10	12	10	17	17	19	17	6	6	9	7	10	10	10	10	-	-	-	-	43	43	50	44
北海道帝国大学	8	8	9	8	11	11	14	11	8	8	19	9	14	14	13	13	-	-	-	-	41	41	55	41
大阪帝国大学	10	10	10	10	14	14	16	14	5	5	9	5	-	-	-	-	-	-	-	-	29	29	35	29
名古屋帝国大学	9	9	10	9	10	10	16	10	7	7	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	26	26	33	26
東京工業大学	-	-	-	-	20	17	28	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	17	28	20
東京文理大学	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8	8
慶應義塾大学	10	7	10	7	-	3	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	14	10
早稲田大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	20	12	12	12	20	12
計	79	76	86	75	149	149	204	154	71	71	108	73	49	49	48	46	12	12	20	12	360	357	466	360

注 1)『總長會議其他 其三 自昭和二〇年四月至』、(内田祥三史料 3-3、東京大学史史料室所蔵) より作成。

注 2) 東京商科大学は、当初対象大学であったが、昭和 19 年度より文科系が除外されたため、リストから削除されている。

注 3) 旧定員は昭和 18 年度、定員は昭和 20 年度の定員を示している。

注 4) 本表の定員と候補者数は昭和 20 年 7 月 14 日に文部省で開催された銓衡委員会の資料に基づくものである。

のについては、軍の幹部候補として考えていた様である。これに対し、内田東京帝国大学総長は次の様に発言している。

本特別研究生ハ軍ニ於テ幹部将校ノ多数ヲ要スル際ニ於テヨリ以上ノ必要アリト認メラレテ成立シ国家ヨリ相当ナル研究費ニ加ヘテ充分ナル学費サヘモ供与シ軍ノ召集ヲ延期シテ勉強セシメタモノデアル全テコノ勉強ハ國家ノ要請ニ依ルモノデアリテ勉強スルコトガ兵役ニツクト同様ナ任務トナツテキルノデ之ヲ指導スル教官ニ於テモヨリコノ旨ヲ体シテ指導ヲ行ヒ、研究生達モ亦ヨリソノ趣旨ヲ了解シテ勉強シテ來テキルノデアル

つまり大学院特別研究生制度は、軍の幹部将校が多数必要とされる中で、国家的にそれ以上の必要性を帶びて実施をみてきたものであり、また特別研究生も国家的に必要とされる研究に従事してきたということを強調したのである。したがって「当然ソノ研究ヲ充分ニ生カシテ使ヘル様ニスルコトガ当然デ不可欠要員ノ取扱ヲ受クルモノト了解デヤツテキタノデアル」から、第1期修了後も「本当ノ総力戦ノ精神ニ添ヒ最モ本人ガ得意トスル方向ニ於テ御国ノ御役ニ立ツ様」、つまりその専門分野の研究に継続して従事出来る様にすべきであるとして、その取り計らいを要望している。この取り計らいについては、この時の銓衡委員会では結論を得ず、最終的には文部省と軍の協議を待つしかなかった。しかしこの時すでに戦争末期であった。

4. おわりに

以上、本稿では旧帝国大学のアーカイブズや大学事務局が所蔵する行政文書や個人文書などを読み解くことにより、冒頭に述べた三つの課題について明らかにしてきた。

一つは、対象となった各大学の定員や学部別の構成、そして実際に採用が決定された全体数である。これらはこれまで明らかにされてこなかったものであり、全体数やその学部別構成を知り得たことは有用であったといえる。個々の特別研究生の「研究事項」についても明らかになつたが、紙幅の都合により本稿では割愛した。別稿で示したいと考えている。

二つ目は、1943（昭和18）年1月の大学院特別研究生制度実施の閣議決定後、同年10月に実施されるまでの経緯である。閣議決定直後は早稲田・慶應義塾の両私立大学が私学への適用を求めて運動を展開したため、制度設計が多少紆余曲折したものと思われる。そして4月21日、22日に開催された帝国大学総長会議で制度の詳細がほぼ詰められたことを確認した。この総長会議で詰められた制度の詳細が、6月8日開催の「大学院問題ニ関スル協議会」で詳細が再確認されたことを明らかにした。

三つ目は、特別研究生の採用を最終決定する組織である「大学院特別研究生銓衡委員会」における「懇談」の内容を明らかにすることことができた。昭和18年度の銓衡委員会では、制度実施初年度であったためか、いくつかの混乱がみられた。その一つが候補者の過少推薦であった。このことは既に明らかにしていたが、本稿では銓衡委員会における協議内容と文部省が追加銓衡を指示するまでの経緯を明らかにすることができた。また書類上は学部所属の特別研究生が附置研究所の研究に従事するという柔軟な運用が容認されるまでの経緯が明らかになった。

昭和19年度の銓衡委員会では、医学部と農学部のとくに「純農」分野、そして「年齢ノヒツカヽ

ルモノ」のみについて「個々ノ審議」がなされ、それ以外の候補者は大学側の推薦通り「通過」していた。またこの銓衡委員会で召集延期手続きのための書類提出が新たに決定される経緯が明らかになった。

昭和20年度の銓衡委員会では、第1期と第2期の特別研究生の銓衡が行われ、「総テ大学側査定案ノ通り」決定した。しかしこの時、銓衡の対象であったはずの「文科系」の第2期特別研究生の銓衡は実施されなかったという事実が明らかになった。また、軍部側の「事故」や「過誤」による採用者の入営延期措置の不徹底が問題となつた。加えて、昭和18年度第1期修了者のうちの、約半数にあたる第2期に進まない者たちの「国の指定する職業」が問題となつてゐた。この問題は、最終的には文部省と軍の協議を待つしかなかつたが、その結論を得る前に終戦を迎えたものと思われる。

注

- (1) 拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度と東北大学」『東北大学史料館紀要』第2号、2007、pp. 25-45。
拙稿「東北帝国大学特別研究生候補者の研究事項解説書－昭和18年～昭和20年度－」『東北大学史料館紀要』第3号、2008、p. 31-81。拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度と東北大学一元特別研究生への聞き取り調査を中心にして」『東北大学史料館紀要』第4号、2009、pp. 75-105。
- (2) 西村正守「第二次大戦末期における大学院特別研究生制度を回顧して」『レファレンス』第431号、国立国会図書館調査立法考査局、1986、p. 37。
- (3) 西村同上論文、pp. 37-43。
- (4) 同上。原出所は、小泉信三「歯切れの好い電話の言葉」安藤正純先生遺徳顕彰会『安藤正純遺稿』1957、pp. 705-707。
- (5) 同上論文、p. 55。『慶應義塾大学百年史』中巻（下）慶應義塾大学、1964、p. 842。
- (6) 同上論文、p. 38（『三田評論』541号、昭和18年2月号に「大学院問題」として一括収録されている）。
- (7) 見出しへ「大学院を私大にも／田中早大総長が意見書」。あわせて「学問の振興に／小泉慶應義塾長談」も掲載されている。同上論文、p. 38。
- (8) 同上論文。なお、安藤正純は、早稲田大学卒業後、東京朝日新聞を経て衆議院議員となった人物である。前掲『安藤正純遺稿』。
- (9) 『帝国大学総長会議関係書類』東北帝国大学（東北大学史料館所蔵）。
- (10) 発専69号、同上所収。
- (11) 『総長会議其他 其一 自昭和一八年四月至昭和一八年九月』（内田祥三資料3-1、東京大学史料室所蔵）。
- (12) 開催通知「大学院制度ニ関スル協議会開催ノ件」（発専一〇四号）が、昭和18年5月17日付けで発送されている。前掲『帝国大学総長会議関係書類』。
- (13) 前掲『総長会議其他 其一 自昭和一八年四月至昭和一八年九月』。
- (14) 『自昭和十八年度至昭和二十年度／評議会記録』北海道帝国大学（北海道大学所蔵）。
- (15) 前掲拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度と東北大学」、pp. 25-45。
- (16) 『昭和十八年度 大学院特別研究生関係』（東京大学史料室所蔵）。
- (17) 管見する限りでは、文部省で開催された大学院特別研究生の最終銓衡のための委員会の名称には揺れがある。文部省からの開催通知をみても「大学院又ハ研究科特別〔研究〕生銓衡会」（昭和二十年度、内田祥三史料）など揺れが見られる。また内田祥三の議事メモでは「大学院特別研究生銓衡委員会」、「特別研究生銓衡協議会」などと記され同様に揺れが見られた。法令等による正式名称に基づけば、「大学院又ハ研究科ノ特別研究生銓衡委員会」あたりが妥当であると思われる。本稿では、「大学院特別研究生銓衡委員会」と統一することにする。

- (18) 西村、前掲論文、同所。
- (19) 前掲『総長会議其他 其一 自昭和一八年四月至昭和一八年九月』。
- (20) 『東京大学百年史』通史2、p. 656。現出所は同上。
- (21) 前掲拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度」、pp. 31-32。
- (22) 同上拙稿、p. 31。なお、この通牒に添付されていた資料「欠員アル大学々部」のリストによれば、東京帝国大学（工、法、文）、京都帝国大学（文、経）、東北帝国大学（工、理、法文）、九州帝国大学（工、理、法文）、大阪帝国大学（工）、名古屋帝国大学（工）東京商科大学、東京文理科大学（理科系統学科）、東京工業大学の9大学で欠員があったことになる。
- (23) 庶644、同上拙稿、p. 32。
- (24) 前掲『昭和十八年度 大学院特別研究生関係』。
- (25) たとえば、追加銓衡分の「研究事項解説書」には本人氏名、資料教官名に続いて、「農学研究所々員」、「抗酸菌病研究所々員」、「金属材料研究所々員」などと記載されている。前掲拙著「東北帝国大学特別研究生候補者の研究事項解説書—昭和18年～昭和20年度—」の18-2-S01（農学研究所々員）、18-2-M01（抗酸菌病研究所々員）、18-2-T05（金属材料研究所々員）などがそれである（pp. 56-59）。また文部省からの採用決定通知の備考欄からもその事実を読み取ることができる（前掲拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度」の【資料8】「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件（発専262号）」p. 34）。しかしそれらの手続きに一貫性があったわけではない。
- (26) 対象となった各大学より推薦された39名について11月13日付けで文部省による基本的な選定基準が示され、この基準により文部省内で銓衡する旨が通牒されている。発専262。前掲拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度」、pp. 32-33。
- (27) 同上拙稿の【資料9】「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件（発専108号）」を参照。『大学院特別研究生関係 昭和十九年』所収（東北大学史料館所蔵）。東京大学史史料室所蔵の『昭和十九年度 大学院特別研究生制度 東京帝国大学』でも同様の文書が確認されている。
- (28) 『昭和十九年度 大学院特別研究生制度 東京帝国大学』（東京大学史史料室所蔵）
- (29) 前掲拙稿の【資料10】を参照。『東北帝国大学大学院規程』所収（東北大学史料館所蔵）。東京大学史史料室所蔵の『昭和十九年度 大学院特別研究生制度 東京帝国大学』でも同様の文書が確認されている。
- (30) 「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」（発専108号）。同上論文の【資料11】を参照。『大学院特別研究生関係 昭和十九年』所収（東北大学史料館所蔵）。
- (31) 同上。
- (32) 庶261号。『大学院特別研究生関係 昭和十九年』所収（東北大学史料館所蔵）。
- (33) 『昭和十九年度 大学院特別研究生制度 東京帝国大学』。
- (34) 昭和19年5月23日付「大学院特別研究生銓衡会開催ノ件」（発専147号）『大学院特別研究生関係 昭和十九年』（東北大学史料館所蔵）。
- (35) 『総長会議其他 其二 自昭和一八年一〇月至昭和二〇年三月』（内田祥三資料3-2、東京大学史史料室所蔵）。
- (36) 同上。
- (37) 前掲拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度」の【資料12】「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件（発専108号）」を参照。『大学院特別研究生関係 昭和十九年』所収（東北大学史料館所蔵）。
- (38) 庶382は『大学院特別研究生関係 昭和十九年』所収（東北大学史料館所蔵）。
- (39) 『昭和十九年度 大学院特別研究生制度 東京帝国大学』。
- (40) 前掲拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度」の【資料13】「大学院及研究科特別研究生ニ関スル件（発専19号）」を参照。『大学院特別研究生関係綴 昭和二十年』所収（東北大学史料館所蔵）。東京大学史史料室所蔵の『昭和二十年度 大学院特別研究生制度 東京帝国大学』でも同様の文書が確認されている。
- (41) 『昭和十九年度 大学院特別研究生制度 東京帝国大学』。
- (42) 前掲拙稿「戦時下の大学院特別研究生制度」の【資料14】「大学院及研究科ノ特別研究生ニ関スル件（発専20号）」を参照。『大学院特別研究生関係綴 昭和二十年』所収（東北大学史料館所蔵）。
- (43) 同上拙稿の【資料15】「大学院及研究科ノ特別研究生ニ関スル件（発専29号）」を参照。同上『大学院特別研究生関係綴 昭和二十年』所収。
- (44) 同上拙稿、同上資料を参照。

- (45) 「大学院又ハ研究科特別研究生ニ関スル件」(庶 166 号) は前掲『大学院特別研究生関係綴 昭和二十年』所収。
- (46) 『総長会議其他 其三 自昭和二〇年四月至』(内田祥三資料 3-3、東京大学史史料室所蔵)。
- (47) 例えば、東北帝国大学総長の熊谷総長は 7 月 10 の仙台空襲に罹災し、慶應義塾大学の小泉塾長も 5 月 25 日の東京空襲で罹災し本人も大やけどを負って入院している。山内慶太・都倉武之・神吉創二編『アルバム小泉信三』慶應義塾大学出版会、2009、pp. 56-57。

〔付記〕本研究は、平成 18 年度の財団法人齋藤報恩会による研究助成「わが国の科学技術の展開と産学官の役割についての歴史的検討」(研究代表者：吉葉恭行) の採択に端を発している。採択当初は東北大學を事例とした調査・研究にとどまったが、その後、平成 22 年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤 C）「戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程とその実態に関する研究」(課題番号：22530809、研究代表者：吉葉恭行) の採択を契機として、旧帝国大学 7 大学の調査・研究に発展している。本報告は、これらの研究成果の一部である。